

三春ダム資料館 展示ギャラリーレンタルに関する基本事項

H29. 6. 9

1. 申し込み方法

所定の様式に必要事項を記入し、お申し込み下さい。

“三春ダム管理所ホームページ”内に申込様式があります。

FAX、メール、郵送等で「三春ダム管理所」へお送りください。

2. 展示の方法

展示会場の設営・撤去及び展示物の管理については展示者が行ってください。また、作品の維持（破損・劣化に対する補償）は展示者の責任において行ってください。

3. 展示期間等

展示申込者が複数重なる場合の展示順は申し込み順とします。

展示期間は1ヶ月を基準とし（1日～末日を原則）、期間の長さ及び延長については、資料館管理者（三春ダム）と展示者で協議して決定するものとします。

4. 展示不可要件

以下の要件に該当するものは、原則展示不可です。

○営利が目的であるもの（販売等）

○特定の個人・会社・団体の宣伝となるもの

（流域自治体が主催し地域振興を図るためのものは除く）

○公序良俗に反するもの

（品位に欠ける写真・絵画等は不可）

○高価なもの（宝石・貴金属・装飾品又は骨董的価値のあるもの等）

○展示物の管理が難しいもの

（生物・腐乱しやすいもの・電力や動力が必要なもの）

○その他資料館やダム管理所の既設の施設に対して支障のあるもの

以上の要件に該当しない場合で、判断が難しいものは所内で協議し決定します。